

外国人の方で、受験を申し込まれる方へ

※外国人とは、「令和7年度山口県准看護師試験実施要領」の「4 受験資格」の(6)及び(7)」に該当する方。

1 受験願書・受験票・写真票(一葉)

○受験願書に記載する氏名は、**以下に記載されている文字**を使用する。

- ・中長期在留者は、在留カード又は住民票に記載されている文字を使用する。
- ・特別永住者は、特別永住者証明書又は住民票に記載されている文字を使用する。
- ・短期在留者は、旅券その他の身分を証明する書類に記載されている文字を使用する。

※在留カード等に記載されている氏名表記がアルファベットと漢字で併記されている場合は、どちらかとする。

○受験手数料

- ・**6,900 円分**の**山口県収入証紙**を受験願書に貼付する。
- ・山口県収入証紙は、消印しない。

※「収入印紙」ではありませんので、ご注意ください。

※受験に関する書類を受理した後は、受験手数料の返還はしません。

2 写真

○出願前 6 月以内に、脱帽して正面から撮影した縦 6 cm、横 4 cmのもの。

○裏面に撮影年月日、氏名を記載し、写真票に貼り付ける。

○写真票に所定の事項を記載して提出する。

次のいずれかの方法で、写真が受験者本人と相違ないことの確認を受けてください。

- ① 就業している施設の印又は刻印により、写真に割印を受ける。
- ② 受験者本人が事務局において確認を受ける場合は、出願書類及び写真の貼ってある身分証明書等を提示し、受験者本人の確認を受ける。
※身分証明書等…運転免許証、学生証、旅券、公的機関の発行した身分証明書等

3 返信用封筒

○角形 2 号のもので、表面に、返信先（請求者）の「郵便番号」・「住所」・「氏名」を記載する。

○**620 円分**の切手を貼付する。

○「**一般書留**」と朱書き表示をする。

4 「令和7年度山口県准看護師試験実施要領」の「4 受験資格」の(6)に該当する方

「看護師国家試験受験資格認定書の写し」（事務局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は「看護師国家試験受験資格認定見込書の写し」（事務局に当該認定見込書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

※看護師国家試験受験資格認定見込書の写しを提出した方は、**令和 8 年 3 月 31 日（火）午後 5 時まで**に看護師国家試験受験資格認定書の写し（事務局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）を提出（必着）してください。

期限までに提出がない場合は、当該受験を無効とし、合格証書の交付はしません。

5 「令和7年度山口県准看護師試験実施要領」の「4 受験資格」の(7)に該当する方

「山口県准看護師試験受験資格認定書の写し」（事務局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

6 山口県外に住所を有する方

山口県内の就業若しくは就業予定施設の長が、就業若しくは就業が内定していることを証明した書類（様式任意）を提出してください。